

○茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金条例

平成20年12月19日

条例第36号

改正 平成30年3月28日条例第19号

令和4年9月28日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 文化施設、体育施設、福祉施設、庁舎その他の公用又は公用に供する施設（学校施設を除く。以下「公共施設等」という。）の再編及び整備を計画的に推進するため、茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（令4条例30・一部改正）

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

- (1) 市の資金
- (2) 基金の趣旨に添う寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（平30条例19・追加）

(処分)

第7条 基金は、公共施設等の再編及び整備を計画的に推進するために必要な事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（平30条例19・旧第6条繰下）

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平30条例19・旧第7条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第19号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔参考〕

(地方自治法)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。